当行に届け出ている在留期間が経過した外国籍のお客さまとの預金取引について

当行に口座を開設されているお客さまにつきましては、在留資格・在留期間満了日を確認させていただいております。

2026 年 2 月 16 日以降、在留カードをご提示いただけずに当行に申告した在留期間が経過したもしくは未確認の場合は預金規定に基づき、お客さまの普通預金口座からのお引き出しができなくなります（給与等の入金、公共料金の引き落としはご利用いただけます）。在留資格や在留期間満了日を更新した場合は、更新後の在留カードを当行に届け出てください。

1．ショートメッセージ（SMS）やダイレクトメール（DM）で在留カードのご案内をしています

当行に届け出ている在留期間満了日が近づいているお客さまや、在留期間満了日を経過しているお客さまには、順次、携帯電話番号へ SMS でご案内しています。また、当行に携帯電話番号をお届けいただいていない場合は、お届けいただいている住所に DM をお送りしています。

なお、携帯電話番号、住所のお届け状況によっては、お知らせが届かない場合がございます。

※永住者または特別永住者であるお客さまの場合でも、当行に在留資格をお申出いただいていない場合は普通預金口座からのお引き出しが出来なくなる場合がございます。お手数をおかけし申し訳ございませんが、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちになり、七十七銀行各店舗へご来店ください。

SMS 送信元電話番号について：0120-22-7877

※ソフトバンクの携帯電話をご利用いただいているお客さまは、SMS 発信番号が「241190」と表示されます。

【重要】フィッシング詐欺にご注意ください

当行では、SMS で URL へのクリックを誘導し、個人情報、キャッシュカード暗証番号、インターネットバンキング・クレジットのパスワードの入力などを求めることは一切ございません。

2．在留カードの届出手続について

・七十七銀行各店舗の窓口で手続きいただけます。

・2026 年 2 月 16 日以降、全国のセブン銀行 ATM でも手続の受付を開始します。セブン銀行 ATM で届出いただいた情報が当行に反映されるまで 5 営業日程度かかる場合がございます。お急ぎのかたは、当行窓口で手続ください。

（注）2026 年 6 月 14 日より運用開始する「特定在留カード」、新様式の「在留カード」等は、セブン銀行 ATM では 2027 年 1 月頃までご利用いただけません。当行窓口で手続きをお願いいたします。

当行窓口での手続きについて

●ご来店時にお持ちいただくもの

① 通帳またはキャッシュカード		
② 本人確認書類（以下 A.～D.）のいずれか		
	A.在留カードを更新された方	在留期間更新後の「在留カード（※）」
	B.「在留カード」を更新せず帰国予定の方	現在お持ちの「在留カード（※）」
	C.日本国籍を取得（帰化）された方	日本国籍を取得（帰化）されたことがわかる　書類（戸籍謄本、日本国のパスポート等）
	D.永住者または特別永住者で当行に在留資格のお申出をいただいていない方	在留カードまたは特別永住者証明書（※）

※2026 年 6 月 14 日より運用開始する「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」も含みます。

(注)お取引制限が始まる日時までに在留カードの更新が完了しない場合

当行各支店の窓口で「在留カードの更新手続き中」であることを、下記のいずれかの方法により申告してください。在留期間満了日から 2 カ月間、預金取引の制限を解除いたします。

（1）「在留資格更新許可申請中」のスタンプが押捺された在留カードの提示

（2）在留資格更新のオンライン申請に係る受付メールの提示

3．本件に関するお問い合わせ窓口

七十七銀行　コンプライアンス統轄部

フリーダイヤル　0120-009-077

受付時間/平日（銀行休業日除く）9:00～17:00/日本語のみ

Email:eopos-customer@77bank.co.jp

※ご対応いただいたお客さまの情報は、法令および当行に定める個人情報の方針に基づき厳正に管理します。

※七十七銀行への届出状況や、来店の相談については、七十七銀行各店舗へお問い合わせください

（2026 年 5 月）